第九条第三項を次のように改める。

3　法第七条第四項第四号に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百三条各号に掲げる費用の支出とする。

第九条第六項中「第三条第七項」を「第三条第五項」に改める。

第十一条中「前条」を「第九条」に改める。

第十二条第七項中「特例損失金額」を「損失対象金額」に改める。

第十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「により滅失又は損壊をした」を「に起因して当該個人の事業（法第十一条第一項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなった」に、「当該滅失又は損壊」を「その用に供することができなくなった時」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「により滅失又は損壊をした」を「に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなった」に、「当該滅失又は損壊」を「その用に供することができなくなった時」に改め、同項第六号中「登録されているもの」の下に「、同条に規定する二輪の小型自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されているもの」を、「記録されているもの」の下に「、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車のうち同法第九十七条の三第一項の規定により車両番号の指定を受けているもの」を加え、「に掲げる小型特殊自動車」を「に規定する小型特殊自動車若しくは同条第一号に規定する原動機付自転車」に、「により滅失又は損壊をした」を「に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなった」に、「当該滅失又は損壊」を「その用に供することができなくなった時」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十一条第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない建物（その附属設備を含む。次項第一号において同じ。）又は構築物の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

第十三条の次に次の四条を加える。

（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第十三条の二　法第十一条の二第一項に規定する政令で定める地域は、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第四十一条第一項の区域として同条第二項の規定により告示された区域とする。

2　法第十一条の二第一項に規定する政令で定める賃貸住宅は、共同住宅又は長屋に係る各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分をいう。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件（賃貸住宅が地方公共団体に対し貸し付けられ、当該地方公共団体が賃貸する場合にあっては、第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件）の全てを満たすものの数が十以上である場合における当該各独立部分とする。

一　その各独立部分に係る共同住宅又は長屋が耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）に該当するものであること。

二　その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が三・三平方メートル当たり九十五万円（耐火建築物に該当するものについては、百万円）以下のものであること。

三　その床面積が百二十平方メートル以下で、かつ、五十平方メートル以上のものであること。

四　専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであること。

五　その賃貸が公募の方法により行われるものであり、かつ、当該公募においてその賃貸が東日本大震災の被災者に対し優先して行われることが明らかにされているものであること。

六　その賃貸に係る家賃の額がその各独立部分に係る共同住宅又は長屋に係る償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補塡するための引当金並びに公租公課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法として国土交通大臣が定める方法によって算定された額を超えないものであること。

3　個人が、その取得し、又は新築した賃貸住宅につき法第十一条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該賃貸住宅につき同項の規定の適用を受ける各年分の確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　国土交通大臣は、第二項第六号の規定により計算方法を定めたときは、これを告示する。

（被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三　法第十一条の四第一項に規定する棚卸資産に準ずる資産で政令で定めるものは、雑所得の基因となる土地及び土地の上に存する権利とする。

2　法第十一条の四第一項に規定する政令で定める部分は、換地処分により譲渡した土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）のうち、当該換地処分により取得した代替住宅等（同項に規定する代替住宅等をいう。以下この項において同じ。）の価額が当該価額と当該代替住宅等とともに取得した清算金の額又は法第十一条の四第一項の保留地の対価の額との合計額のうちに占める割合を、当該譲渡した土地等の価額に乗じて計算した金額に相当する部分とする。

3　法第十一条の四第六項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する譲渡土地等の同号に規定する取得価額等及び当該譲渡土地等の譲渡に要した費用の額の合計額に前項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

4　個人が、その有する土地等で法第十一条の四第一項の規定により譲渡がなかったものとされるものの上にある資産（棚卸資産を除く。）が土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条の規定により除却される場合において、当該資産の損失に対する同法第七十八条第一項に規定する補償金を取得するときは、当該補償金を取得する場合は租税特別措置法第三十三条第三項第二号に掲げる場合に、当該資産は同号に規定する土地の上にある資産に、当該補償金はそれぞれ該当するものとみなして、同条及び同法第三十三条の四から第三十三条の六までの規定を適用する。

5　法第十一条の四第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二、第三十七条の五、第三十七条の九の二及び第三十七条の九の五の規定の適用については、同法第三十五条第一項中「又は第三十三条」とあるのは「、第三十三条」と、「第三十七条の九の五までの規定」とあるのは「第三十七条の九の五までの規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下第三十七条の九の五までにおいて「震災特例法」という。）第十一条の四の規定」と、同法第三十五条の二第一項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四までの規定」とあるのは「若しくは第三十七条の九の二から第三十七条の九の四までの規定又は震災特例法第十一条の四の規定」と、同法第三十六条の二第一項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五までの規定」とあるのは「若しくは第三十七条の九の二から第三十七条の九の五までの規定又は震災特例法第十一条の四の規定」と、同法第三十七条の五第一項中「第三十七条の九の二の規定」とあるのは「第三十七条の九の二の規定又は震災特例法第十一条の四の規定」と、「同法第三十七条の規定」とあるのは「第三十七条の九の二の規定若しくは震災特例法第十一条の四の規定」と、同法第三十七条の九の二第一項第二号中「定める譲渡」とあるのは「定める譲渡及び震災特例法第十一条の四第一項の規定の適用を受ける譲渡」と、同法第三十七条の九の五第一項中「第三十七条の九の二の規定」とあるのは「第三十七条の九の二の規定並びに震災特例法第十一条の四の規定」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例）

第十三条の四　法第十一条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十四条第二項の規定の適用については、同項第一号中「又は第三号の五の規定」とあるのは、「若しくは第三号の五の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の五第一項第一号の規定」とする。

2　法第十一条の五第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十四条の二及び第三十四条の三の規定の適用については、同項に規定する買い取られる場合は、同法第三十四条の二第二項に規定する農地保有の合理化等のために譲渡した場合に該当しないものとみなす。